

国際的な違法伐採対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年五月十六日

参議院議長 扇千景殿

喜納昌吉



国際的な違法伐採対策に関する質問主意書

沖縄県名護市で二〇〇〇年七月に開催されたG8サミットの共同声明（以下「共同声明」という。）には、「先住民社会による持続可能な森林経営を支援するプロジェクト重視」や「輸出・調達慣行を含め違法伐採に対処する最善の方法の検討」などが謳われている。

今月下旬、名護市で「日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議」（以下「太平洋・島サミット」という。）が開催される。日本が木材を輸入している国々はインドネシア、パプアニューギニアなど太平洋諸国に多いことから、「太平洋・島サミット」では森林経営や違法伐採問題が議題になると思われる。

そこで、以下質問する。

一 政府は、共同声明にある「違法伐採に対処する最善の方法の検討」をいかに行い、いかに終了したのか、あるいは依然検討中なのか、まだ検討していないのか、その理由とともに明らかにされたい。

二 共同声明にある「持続可能な森林経営」について、政府の見解を示されたい。

三 二の政府見解に基づき、森林経営の実情や違法伐採について関係諸国と合同で調査し、対策を講じる意思が政府にあるか、明らかにされたい。

四 たとえば、その調査・対策をパプアニューギニアで行う必要があると考えるか、理由とともに明らかにされたい。

五 「太平洋・島サミット」で、政府は違法伐採問題を議題とし、討議する意思があるのか否か、理由とともに明らかにされたい。

六 「太平洋・島サミット」で日本とともに共同議長国となるパプアニューギニアの首脳と、同国における違法伐採問題の調査・対策について協議する意思が政府にあるか否か、理由とともに明らかにされたい。

七 「太平洋・島サミット」終了後、違法伐採問題を討議する場として、どのような国際外交の場がふさわしいと考えるか、理由とともに明らかにされたい。

右質問する。